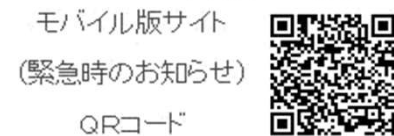


令和5年度 警報発令時における生徒の安全確保に係わる校内規定(災害発生時における対応)

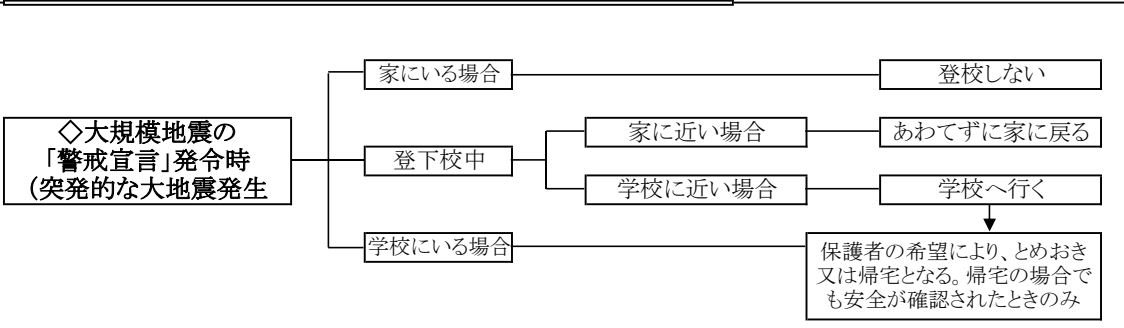
本校では、「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言や、大規模地震の発生などの緊急災害時及び風水害等の「警報発令時」に備え、生徒の安全確保対策を横浜市学校防災計画に基づき次のように定めています。生徒の生命と安全確保のために、ご理解とご協力をお願いいたします。



大地震発生時の対応の仕方

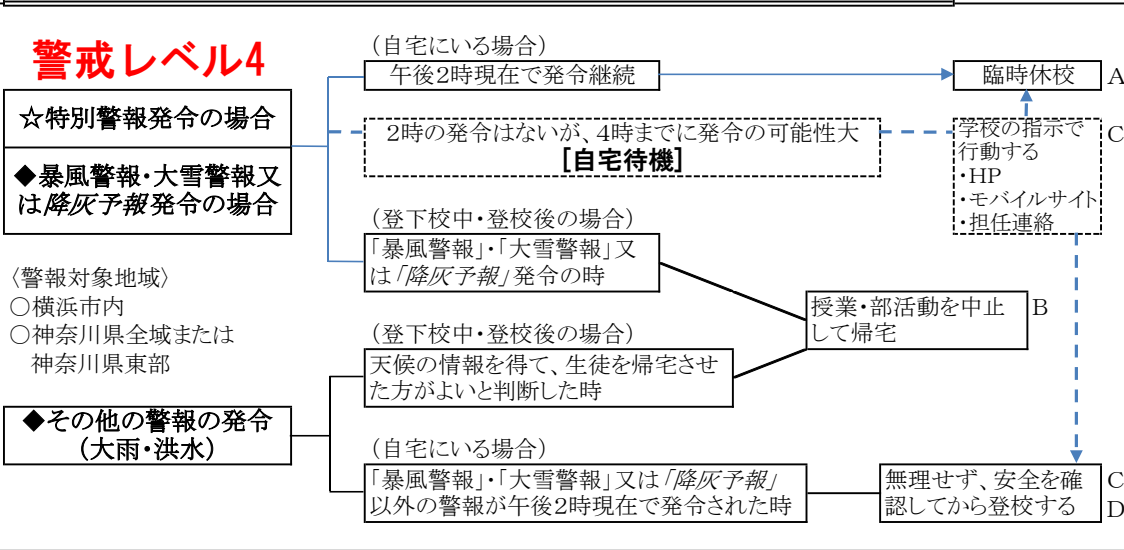
横浜市内で「震度5強以上の地震」が発生した場合⇒原則、地震当日と翌日は **休校** とする

◇大地震警戒宣言発令(発生)時の対応の仕方



- 【警戒宣言の発令について】
1. 「警戒宣言」は、地震予知班の連絡を受け、総理大臣が発令します。
 2. 「警戒宣言」は、TV・ラジオ・広報車・消防車・パトカー・ヘリコプター・警報・サイレン等で伝達されます。
 3. 「警戒宣言」は、学校からは伝達されません。
 4. 「警戒宣言」が発令された場合は、休校となります。
 5. 警戒宣言が解除されるまで休校は続きます。安全が確認され、登校の連絡が可能な場合は、緊急連絡網で学校から連絡します。

★特別警報および◆風水害等の気象警報発令時の対応の仕方



- 【生徒の登下校について】
- A. 午後2時に「暴風警報」・「大雪警報」又は「降灰予報」が発令継続中の場合、臨時休校となります。
 - B. 生徒の安全確保のために授業時間を繰り上げて下校させる場合があります。
 - C. 暴風雨や大雪の際、「警報」が発令されていない時や解除された時でも、地域によっては生徒の安全を考慮し登校を見合わせた方がよい場合もあります。その判断は各家庭で行い、安全を確認した上で登校させてください。その際は、学校へ連絡してください。
 - D. その他の警報発令については、状況に応じて緊急連絡を行う場合があります。
- * 事故又は悪天候などにより横須賀線・東海道線及び市営地下鉄の3線が不通になった場合の対応
- ① 午後4時の段階で3線ともに開通しない場合は臨時休業とする。
 - ② 午後4時までに3線のいずれかが開通した場合は平常授業を行う。

* 交通機関に関わる措置は指定の3線のみに適用するものであって、相鉄線などその他の線には適用されない。↑

弾道ミサイル発射時の対応

登校前に神奈川県内にJアラートが発信 → 自宅待機 → ミサイルが上空通過・領空外に落下 ⇒ 原則として登校を再開

気象警報の情報入手について

気象警報が発令されているかどうかは、地上デジタル放送のテレビ(リモコンでDボタンを押す→気象情報→警報・注意報)から情報を入手するのが最も簡単な方法です。ご確認ください。学校への問い合わせはご遠慮ください。

横浜市では、インターネット上に「[横浜市 防災情報ポータル](https://bousai.city.yokohama.lg.jp/)」を開いていますのでご活用ください。

<https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

携帯電話で登録すると、警報発令時にすぐに警報のメールを送信してくれる無料サービスもありますので、ぜひ登録してください。下記のアドレスに空メールを送信してください。すぐに返信メールが送られてきますので、指示に従って登録してください。その際に、不要な情報(例:河川の水位情報)などは、レ点をはずして不要と登録し直してください。これを行わないとすべての情報が送られてきてとても煩雑な状況になります。ご注意ください。

entry-yokohama@bousai-mail.jp (横浜市防災情報Eメール)

なお、授業中に警報が発令された場合は、安全をベースに生徒を「帰宅させる」か「とめおく」かを速やかに協議し、行動に移します。